愛知県公共土木設計業務等委託契約約款 新旧対照表

【新】 昭和48年 4月 1日施 行 昭和48年 4月 1日施 行 令和 5年 4月 1日一部改正 令和 5年 4月 1日一部改正

令和 6年10月 1日一部改正

第1条~第48条 略

(発注者の損害賠償請求等)

- 第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求 することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第39条から第41条までの規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に 相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第39条から第41条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受 注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定 により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号) の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場 合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるも のであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応す る業務委託料を控除した額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)につ き、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額 又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項の場合(第41条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定によ|7 第2項の場合(第41条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定によ

第1条~第48条 略

(発注者の損害賠償請求等)

- 第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求 することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第39条から第41条までの規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に 相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第39条から第41条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受 注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定 により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号) の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場 合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるも のであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応す る業務委託料を控除した額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)につ き、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額 又はその損害金は徴収しないものとする。

り契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担	り契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担
保をもって同項の違約金に充当することができる。	保をもって同項の違約金に充当することができる。
8 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害	8 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害
金等を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員	金等を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員
であった者についても、同様とする。	であった者についても、同様とする。
第50条~第56条 略	第50条~第56条 略